

J R 西労組独自の共済制度

# 家族支援共済



- **手ごろな保険料で充実した保障**

相互扶助のしくみで運営されており、保険料がお手ごろです。

- **毎年見直しができ、手続きが簡単**

ライフスタイルの変化に応じた必要な保障を、毎年手軽に見直せます。

- **配当金で実質負担を軽減**

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

- **健康診断結果に応じた保険料のキャッシュバック**

健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。

制度内容に関するご質問はこちら

**06-6208-5427**

受付時間：AM9:00～PM5:00(土日祝日除く)

その他の照会は各地方本部・総支部へお申し出ください。



- 【契約概要】・【注意喚起情報】はP3～8に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。
- 本パンフレット「健康情報活用商品について」の内容を必ずご確認ください。

申込締切日

**2023年11月10日(金)**

責任開始期  
(加入日)

**2024年2月1日(木)**

【契約者】 西日本旅客鉄道労働組合

## はじめに

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

|                                                                                                               | 商品の名称                                                                                                                   | 商品の特長                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>万一の備え</p>                | <p><b>家族支援共済 給付①</b></p> <p>年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険<br/>※家族支援共済給付①と給付②はセットになります。<br/>内容はP23～P31をご確認ください。</p>          | <p>◎死亡、所定の高度障害を保障します。</p> <p>◎保険金を一時金または年金で受け取ることができます。</p> <p>◎配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)</p>                                                                    |
|  <p>万一の備え</p>                | <p><b>家族支援共済 給付②</b></p> <p>年金払特約付半年払保険料併用特約付こども特約付新・団体定期保険<br/>※家族支援共済給付①と給付②はセットになります。<br/>内容はP23～P31をご確認ください。</p>    | <p>◎死亡、所定の高度障害を保障します。</p> <p>◎保険金を一時金または年金で受け取ることができます。</p> <p>◎配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)</p>                                                                    |
| <p>健康</p>  <p>重い病気への備え</p> | <p><b>特約制度</b></p> <p>健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)</p> | <p>◎7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。</p> <p>※特約の付加により保障内容が異なります。</p> <p>◎余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)</p> <p>◎健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。</p> |

その他ご加入にあたっての  
注意事項

- 配偶者・こどもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・こどものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・こどもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同内容にて加入となります。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

については、各商品のページをご確認ください。 **健活** のマークがついている商品は健康情報活用商品です。

| ご加入いただける方                                           |              |              |
|-----------------------------------------------------|--------------|--------------|
| 本 人                                                 | 配偶者          | こども          |
| 西日本旅客鉄道労働組合の組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) | (ご加入いただけません) | (ご加入いただけません) |

[年齢は2023年8月1日現在の満年齢です。]

|                                                     |                                    |                                  |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|
| 西日本旅客鉄道労働組合の組合員で、17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) | 17歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) | 2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 <sup>注★</sup> |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|

[年齢は2023年8月1日現在の満年齢です。 配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

|                                                          |                                         |              |
|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------------|
| 西日本旅客鉄道労働組合の組合員で、17歳6カ月を超え64歳6カ月までの方<br>※家族支援共済への加入が必要です | 17歳6カ月を超え64歳6カ月までの方<br>※家族支援共済への加入が必要です | (ご加入いただけません) |
|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------------|

[年齢は2024年2月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

 **ご注意** ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。  
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.6

 **ご注意** 健康情報活用商品については、毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。  
本パンフレット「健康情報活用商品について」の内容を必ずご確認ください。

P.9

掲載  
ページ

P.23

P.27

P.33

はじめに

契約概要

注意喚起情報

健康情報活用商品について

家族支援共済 給付①

家族支援共済 給付②

特約制度

ご注意いただきたいこと

2024年2月1日加入取り扱いについて

# 契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

## 1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。

保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

## 2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)や保険料

### 主な保障内容

保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

家族支援共済 給付①

P.23

家族支援共済 給付②

P.27

特約制度

P.33

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

### 保険料【控除方法】

毎月の給与から控除します。(2月より)

## 3 配当金

配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

家族支援共済 給付①

家族支援共済 給付②

家族支援共済 給付②・家族支援共済 給付①は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

## 4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

## 5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

[家族支援共済 給付②] [家族支援共済 給付①] [特約制度]

明治安田生命保険相互会社

## 注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

### 1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について



保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

#### 高度障害保険金の事例

#### 約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

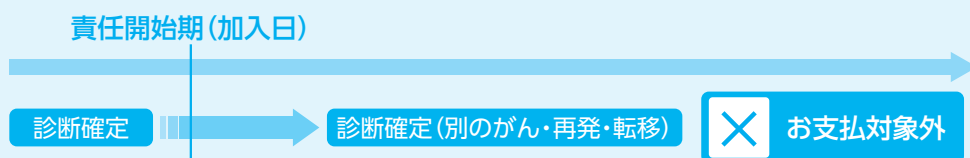
- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

#### 特定疾病保険金の事例

#### 生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知られていなかった場合でもお支払いできません。



#### 解除・免責

#### 告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
  - ・ 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
  - ・ 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 **P.39**

## 2 告知内容について



- ◎現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といたします。
- ◎申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ◎正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

告知内容をご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

STEP  
1

まずは「申込日(告知日)現在」の  
就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

### 本人

#### 現在の就業状態

病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

### 配偶者・子ども

#### 現在の健康状態

医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP  
2

つぎに、加入する商品ごとに  
過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

### 本人・配偶者・子ども

家族支援共済 給付②  
家族支援共済 給付①

#### 特約制度

- 7大疾病保障特約
- がん・上皮内新生物保障特約

#### 過去12カ月以内の健康状態

申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

#### 過去3カ月以内の健康状態

申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。

(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

#### 過去5年以内の健康状態

申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

特約制度の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。

#### 現在までの健康状態

申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。

|    |                                                                                                                       |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 別表 | がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病 |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

#### <特約制度の場合>

引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

### 告知内容に関するお問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く) 9:00~17:00

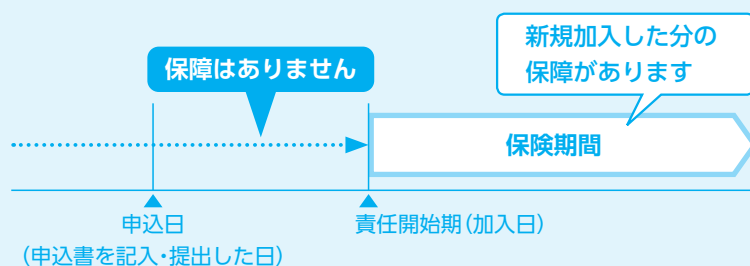
## 3 責任開始期(加入日)について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を実責任開始期(加入日)といい、下記の通り、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。

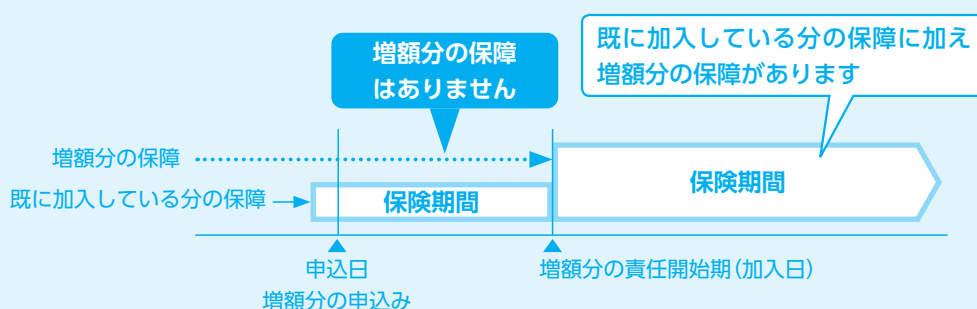
なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。

高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になった(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

#### 新規加入したとき



#### 既に入っている保障額を増やしたとき(増額したとき)





- ◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期（加入日）からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

## 4 保険金・給付金の請求について

- ◎保険金・給付金などのご請求は、団体（契約者）経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◎被保険者の遺言により死亡保険金（給付金）受取人を変更することはできません。
- ◎死亡保険金（給付金）受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金（給付金）をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金（給付金）をお支払いいたしません。

## 5 その他の注意事項

### お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日）前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

### ご照会・ご相談窓口等

#### ●指定紛争解決機関

この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。

#### ●生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。

P.41

告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。

P.7

# 健康情報活用商品について

該当商品名称 特約制度

本パンフレット内で、「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。

このページは、本パンフレットの「契約概要・注意喚起情報」の内容に加え、「健康情報活用商品」の「健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)」(以下、「CB特約」)において、特にご注意いただきたい事項をまとめております。

「CB特約」では、加入者の健康診断結果に応じて、一部保険料のキャッシュバックを受けられる場合があります。キャッシュバックの判断基準となるランクの判定のためには、保険契約者(以下、団体)を通じて毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。

健康診断結果の提出がない場合やその情報の取扱いに同意いただけない場合は、健康診断結果の如何を問わず、キャッシュバックの対象となりません。**必ず、以下の内容をご確認ください。**

## 対象商品

以下の商品のうち、本パンフレット内で **健活** のマークがついているものが対象です。

| 商品名               |                        | 保険期間 |
|-------------------|------------------------|------|
| 主契約               | 特約                     |      |
| 無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型) | 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約 | 1年   |
| 無配当医療保険           | -                      |      |
| 無配当定期保険(Ⅱ型)       | -                      |      |

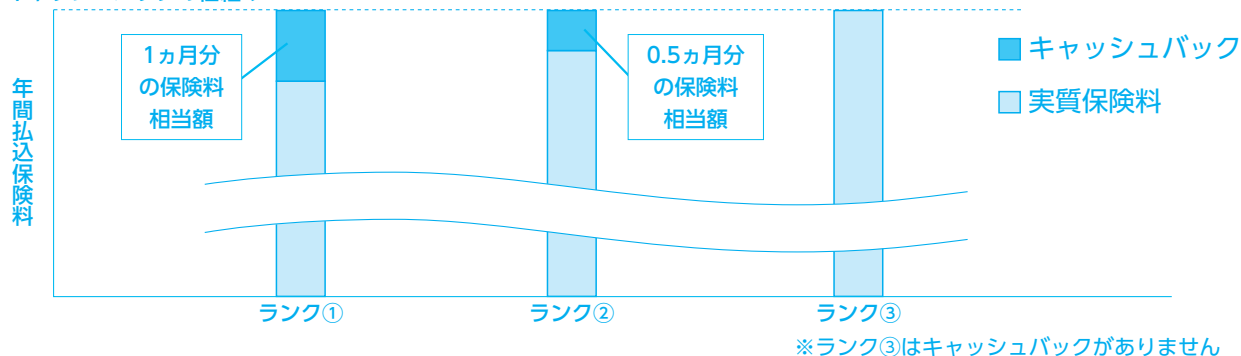
## 対象者

加入対象区分：本人・配偶者

## 「CB特約」の概要

- 各加入者の健康診断の結果をポイント化して「ランク」を判定し、保険期間(1年)満了後、「ランク」に応じて保険料の一部をキャッシュバック(※)することで、加入者の「健康に向けた前向きな活動」を応援します。
- CB特約は、加入者が健康診断結果の提出について同意した場合に付加され、その後、以下のいずれかに該当しない限り継続して付加されます。
  - ①加入者が健康診断結果の提出についてあらたに不同意の申し出をしたとき
  - ②加入者が健康情報活用商品を脱退したとき
  - ③団体がCB特約を継続しなかったとき
  - ④保険会社がCB特約の取扱いを停止したとき

<キャッシュバックの仕組み>



## 保険料

特約の付加に対する保険料は必要ありません。

# キャッシュバックの支払いについて

「ランク」に応じ、以下の金額がキャッシュバックされます。

＜ランクによるキャッシュバック割合＞

| ランク  | キャッシュバック割合                               |
|------|------------------------------------------|
| ランク① | 主契約および対象の特約の保険料 1ヵ月分相当額 <sup>(注)</sup>   |
| ランク② | 主契約および対象の特約の保険料 0.5ヵ月分相当額 <sup>(注)</sup> |
| ランク③ | なし                                       |

(注) 保険期間満了時の保険料をもとに算出します。

保険期間中に減額があった場合は減額後の保険料とし、特約が消滅した場合は特約分の保険料は含みません。

- キャッシュバックの支払いには、保険期間満了時までの主契約および対象特約の保険料が払い込まれていることが必要です。
- 詳細については「ご契約のしおり 特約」をご覧ください。

## 「ランク」の判定方法について

以下3段階で「ランク」の判定を行ないます。

【第1段階】健康診断の結果をもとに健診項目ごとの「健診結果区分」(A～D)を判定します。

(表1-1) 40歳未満

| 健診項目 |    |                                         | 健診結果区分            |                        |           |                  |
|------|----|-----------------------------------------|-------------------|------------------------|-----------|------------------|
|      |    |                                         | A                 | B                      | C         | D                |
| 必須項目 | 基礎 | BMI(kg/m <sup>2</sup> ) <sup>(※1)</sup> | 18.5～24.9         | 15.0～18.4<br>25.0～29.9 | 30.0～34.9 | 14.9以下<br>35.0以上 |
|      |    | 血圧 <sup>(※2)</sup>                      | 収縮期(mmHg)         | 129以下                  | 130～139   | 140～159          |
|      |    |                                         | 拡張期(mmHg)         | 84以下                   | 85～89     | 90～99            |
|      | 尿  | 尿糖                                      | (－)               | (±)以上                  | /         | /                |
|      |    | 尿蛋白                                     | (－)               | (±)                    |           |                  |
| 任意項目 | 血液 | 脂質(中性脂肪) <mg/dL>                        | 30～149            | 150～299                | 300～499   | 29以下<br>500以上    |
|      |    | 肝機能 <sup>(※3)</sup>                     | GPT(ALT) <U/L>    | 30以下                   | 31～40     | 41～50            |
|      |    |                                         | γ-GT(γ-GTP) <U/L> | 50以下                   | 51～80     | 81～100           |

(表1-2) 40歳以上

| 健診項目 |    |                                         | 健診結果区分            |                        |           |                  |
|------|----|-----------------------------------------|-------------------|------------------------|-----------|------------------|
|      |    |                                         | A                 | B                      | C         | D                |
| 必須項目 | 基礎 | BMI(kg/m <sup>2</sup> ) <sup>(※1)</sup> | 18.5～24.9         | 15.0～18.4<br>25.0～29.9 | 30.0～34.9 | 14.9以下<br>35.0以上 |
|      |    | 血圧 <sup>(※2)</sup>                      | 収縮期(mmHg)         | 129以下                  | 130～139   | 140～159          |
|      |    |                                         | 拡張期(mmHg)         | 84以下                   | 85～89     | 90～99            |
|      | 尿  | 尿蛋白                                     | (－)               | (±)                    | (+)       | (2+)以上           |
|      | 血液 | 脂質(中性脂肪) <mg/dL>                        | 30～149            | 150～299                | 300～499   | 29以下<br>500以上    |
|      |    | 肝機能 <sup>(※3)</sup>                     | GPT(ALT) <U/L>    | 30以下                   | 31～40     | 41～50            |
|      |    |                                         | γ-GT(γ-GTP) <U/L> | 50以下                   | 51～80     | 81～100           |
|      |    | 糖代謝 <sup>(※4)</sup>                     | HbA1c(%)          | 5.5以下                  | 5.6～5.9   | 6.0～6.4          |
|      |    |                                         | 血糖<mg/dL>         | 99以下                   | 100～109   | 110～125          |

【第2段階】健診項目ごとの「健診結果区分」(A～D)をポイント換算します。

(表2-1) 40歳未満

|       |                     | 男性   |    |    |   | 女性   |    |    |   |
|-------|---------------------|------|----|----|---|------|----|----|---|
|       |                     | A    | B  | C  | D | A    | B  | C  | D |
| 必須項目  | BMI <sup>(※1)</sup> | 30   | 20 | 0  | 0 | 30   | 20 | 10 | 0 |
|       | 血圧 <sup>(※2)</sup>  | 30   | 20 | 10 | 0 | 30   | 10 | 0  | 0 |
|       | 尿糖                  | 30   | 0  | —  | — | 30   | 0  | —  | — |
|       | 尿蛋白                 | 30   | 20 | 0  | 0 | 30   | 20 | 10 | 0 |
| 項目 任意 | 脂質                  | 10   | 0  |    |   | 10   | 0  |    |   |
|       | 肝機能 <sup>(※3)</sup> | (※5) |    |    |   | (※5) |    |    |   |

(表2-2) 40歳以上

|      |                     | 男性 |    |    |   | 女性 |    |    |   |
|------|---------------------|----|----|----|---|----|----|----|---|
|      |                     | A  | B  | C  | D | A  | B  | C  | D |
| 必須項目 | BMI <sup>(※1)</sup> | 30 | 20 | 10 | 0 | 30 | 10 | 0  | 0 |
|      | 血圧 <sup>(※2)</sup>  | 30 | 20 | 10 | 0 | 30 | 20 | 10 | 0 |
|      | 尿蛋白                 | 30 | 20 | 0  | 0 | 30 | 20 | 0  | 0 |
|      | 脂質                  | 30 | 20 | 10 | 0 | 30 | 10 | 0  | 0 |
|      | 肝機能 <sup>(※3)</sup> | 30 | 20 | 10 | 0 | 30 | 10 | 0  | 0 |
|      | 糖代謝 <sup>(※4)</sup> | 30 | 10 | 0  | 0 | 30 | 20 | 0  | 0 |

(※1) 提出された健康診断の結果にBMIの記載がない場合でも、体重および身長に記載があるときは、BMIは $\text{体重}(\text{kg}) \div (\text{身長}(\text{m}))^2$ で計算するものとします。小数点第二位以下の端数が生じる場合には、端数を四捨五入します。

(※2) 収縮期血圧および拡張期血圧の両方の結果が提出されていることを要します。収縮期血圧と拡張期血圧が異なる「健診結果区分」(A～D)となる場合は、「ポイント」(30～0)が低い方の「健診結果区分」(A～D)とします。

(※3) GPT(ALT)およびγ-GT(γ-GTP)の両方の結果が提出されていることを要します。  
GPT(ALT)とγ-GT(γ-GTP)が異なる「健診結果区分」(A～D)となる場合は、「ポイント」(30～0)が低い方の「健診結果区分」(A～D)とします。

(※4) HbA1cまたは血糖のいずれかの結果が提出されていることを要します。HbA1cと血糖の両方の結果が提出された場合は、HbA1cの結果により「健診結果区分」(A～D)および「ポイント」(30～0)を判定します。

(※5) 40歳未満は、脂質・肝機能の「健診結果区分」がともにA判定の場合のみ「ポイント」(10)を加算します。

【第3段階】健診項目ごとのポイントを合計し、「ランク」を判定します。

(表3-1) 40歳未満

| ランク①      | ランク②    | ランク③      |
|-----------|---------|-----------|
| 120ポイント以上 | 110ポイント | 100ポイント以下 |

(表3-2) 40歳以上

| ランク①      | ランク②        | ランク③      |
|-----------|-------------|-----------|
| 170ポイント以上 | 150～160ポイント | 140ポイント以下 |

## その他(留意事項)

- 「ランク」の判定にあたっては、(表1-1) (表1-2) に記載の年齢ごとの必須項目をすべて受診していることを要します。
- 健康診断は、法令(労働安全衛生法等)に基づく医師による健康診断、自発的に受診した医師による健康診断等をいい、人間ドックや明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)があらかじめ認めた検査機関で受診した検査等も含みます。
- 加入者が団体に健康診断結果を提出した場合でも、団体から所定の様式を用いて期限内に保険会社に提出されなかったときには、その加入者は「ランク③」として取扱います。

※健康診断の受診日は、保険期間満了日の前24ヵ月以内であることを要します。

(勤務先の実施する健康診断の時期の変更等のやむを得ない理由により受診日がこの期間外となったと保険会社が認めた場合は、受診日が保険期間満了日の前24ヵ月以内である健康診断とみなします。)

※「ランク」の判定に使用する年齢は、加入者が健康診断を受診した日の後、最初に到来する3月31日時点での加入者の満年齢によります。ただし、3月31日に受診した場合には、その受診時の満年齢によります。なお、誕生日が4月1日の場合、当該3月31日が属する年の前年の4月1日時点の満年齢によるものとします。「加入資格」や「保険料(掛金)」で使用している年齢とは異なります。

## 健康診断に関する情報の提出と取扱いの同意について

- ・「C B 特約」は、ランクの判定のために、加入者の健康診断に関する情報（以下、「健診情報」）を明治安田生命保険相互会社（以下、「保険会社」）に提出する必要があります。

- ・健診情報は、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等の医療保険者が保有している場合や、医療保険者と保険契約者（以下、「団体」）が共有している場合等があります。
- ・いずれの場合も、健診情報は団体から保険会社へ提出いただくことを条件としています。
- ・加入者個人から直接保険会社へ提出いただくことはできませんが、団体が加入者個人から健診情報を収集することを当社所定の方法を活用しサポートする場合があります。

- ・健診情報の取扱いにかかる重要事項について、次の「**健診情報の取扱いについて**」に記載をしております。

「**健診情報の取扱いについて**」に同意いただけない加入者は、健診情報の結果の如何を問わず**ランク③**となります。（ランク③の場合、キャッシュバックの対象となりません。）

「加入申込書兼告知書」において同意を求めるのは以下の事項です。

### 健診情報の取扱いについて

#### 1. 健診情報の提出およびランクの通知

- ・団体が、加入者の健診情報のうち、＜別表＞記載の内容を、保険会社へ提出すること
- ・団体と健診情報保有者（医療保険者等）が異なる場合は、健診情報保有者が、＜別表＞記載の内容を団体へ提出し、団体が、その情報を保険会社へ提出すること
- ・団体が、加入者の健診情報を求める主旨・目的を健診情報保有者へ通知すること
- ・保険会社が、団体から提出を受けた健診情報をもとに判定した各加入者のランク（ランク①～③のいずれに該当しているか）を、団体へ通知すること

＜別表：提出に同意する健診情報＞

1. 健康診断受診日
2. BMI（身長・体重）、血圧（収縮期・拡張期）、尿糖、尿蛋白、脂質（中性脂肪）、肝機能（GPT・ $\gamma$ -GT）、糖代謝（HbA1c・血糖）

#### 2. 健診情報の利用目的

- ・保険会社が、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、「ランクの判定」「団体への統計レポートの提供」「加入者に対する健康関連情報等の提供」「医事研究・統計」「その他保険に関連・付随する業務」のために利用すること

#### 3. 健診情報と告知の別

- ・保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の告知としては取り扱わないこと  
したがって、保険会社は、提出を受けた健診情報にもとづいて告知義務違反を問うことはありません。
- ・保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定に利用しないこと  
したがって、保険会社が、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定時において、告知義務違反の事実が記載された健診情報を受領していた場合であっても、「加入申込書兼告知書」において正しく告知がなされなかったものは告知義務違反とし、契約の解除をする場合があります。

#### 4. 他の生命保険契約での健診情報の取扱いとの相違

- 加入者と保険会社の間に、複数の生命保険契約（加入者が被保険者となる契約）がある場合、本パンフレットで「健康情報活用商品」とされている契約（以下、「本契約」）と、それ以外の契約とでは健診情報の利用目的・告知に関する取扱いが異なること

- 本契約で利用する健診情報は、団体から保険会社へ提出された健診情報です。  
保険会社が個人との間で締結している契約（以下、「個人契約」）において、本契約の加入者が被保険者となっており、保険会社に直接健診情報を提出していた場合でも、その健診情報は、本契約では使用いたしません。
- 個人契約において提出された健診情報が、個人契約の加入・増額時の告知として取り扱われる場合でも、本契約においては、告知としての取扱いはいたしません。

#### 5. 団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能

- 保険会社は、「団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能」（以下、「健診情報収集のサポート機能」）を、団体に提供すること
- 健診情報収集のサポート機能を利用した場合、保険会社は、所定の期間外および「みんなのMYポータル」機能以外での健診情報は受け付けないこと

##### <健診情報収集のサポート機能について>

- ①保険会社は、「みんなのMYポータル」を通じ、加入者に対し、健診情報のうちランク判定に必要な項目の数値等・画像の登録を求める。この場合、保険会社は、団体からの依頼を受け、加入者に対して、＜別表＞記載の項目の数値等および、加入者の氏名、医療機関名等が記載された健康診断結果の画像を所定の期間内に登録するよう求める場合がある（「みんなのMYポータル」登録アドレスにメール送信）
- ②保険会社は、所定の期間中、未登録・不備等が解消されない場合、複数回督促メールの送信を行なう
- ③保険会社は、所定の期間中に不備等が解消されない情報を除き、加入者が登録した健診情報の数値等と画像を照合し、当該データを団体に提供する。なお、保険会社は、当該データを、団体からの健診情報提出後、他の用途には転用することとはせず、速やかに廃棄する
- ④団体は当該データをもとに保険会社に健診情報を提出する



## 制度発足の経緯

国鉄時代より、在職中に万一の事があった際に、有志が発起人となって義援金を募り、残されたご家族にお渡ししていました。

しかし、義援金は一時的なものであり、残されたご家族を長期間安定して支援していけませんでした。

そんな中、組合員より「JR西労組の組織力を活かし、共済制度を発足したらどうか」との声があり、議論を重ね、1997年にJR西労組独自の共済制度として「家族支援共済」を発足しました。

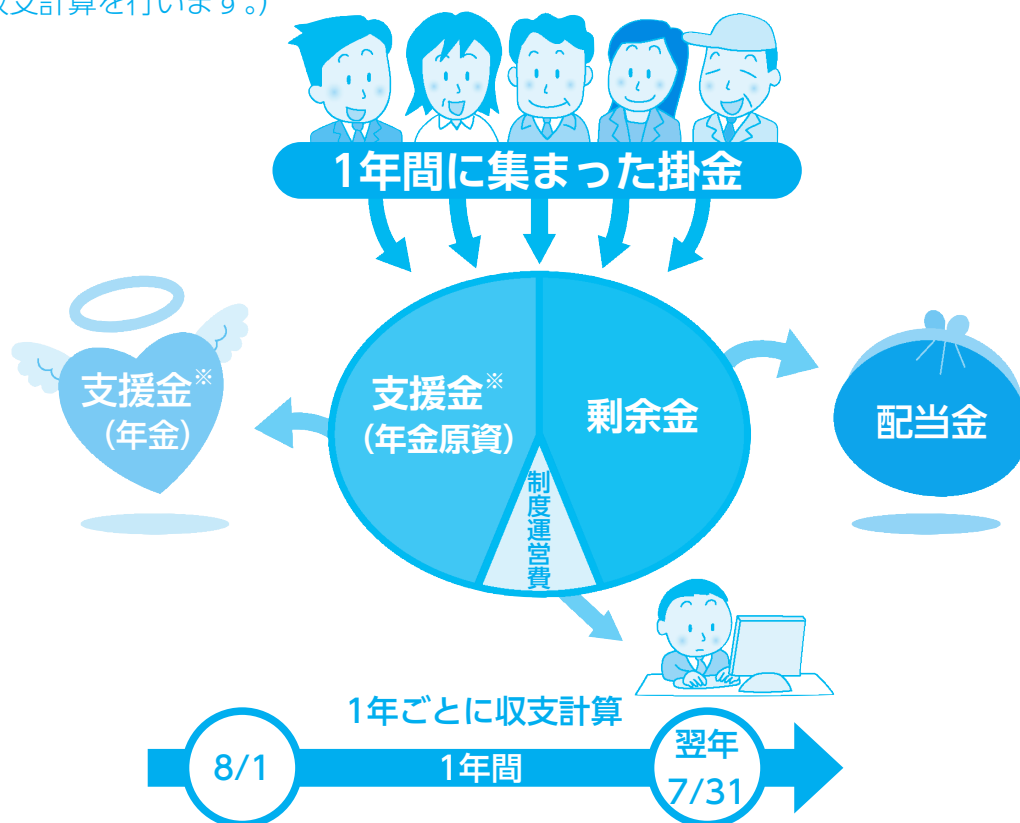
発足以来今日まで、共に働く仲間の助け合いとして、突然のご不幸に見舞われたご家族を、まさに西労組の組織を活かし仲間で支援してきております。



## 家族支援共済のしくみ

この制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

(今回は6ヵ月で収支計算を行います。)



**万一のことがあった組合員を組合員みんなで支えあう  
組合員同士の助け合い制度です。**

配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※支援金とは死亡・高度障害時の保険金です。 ※ただし、特約制度には配当金はありません。



## 家族支援共済の概要

なぜ家族支援共済が必要なのでしょう

組合員のみなさんが万一亡くなられた場合

遺族を感じる不安

経済面

### ●公的遺族年金の支給

(遺族基礎年金・遺族厚生年金)  
公的遺族年金だけでは現在の生活水準を維持するのは困難です。

### ●一時金の支給

(般の生命保険・死亡退職金)  
個人が運用しながら、計画的に使うことは非常に難しい。

精神面

### ●残された家族の様々な「不安」「悩み」

- 疎外感 (相談相手がいない)
- 財産運用の相談に乗ってくれる人がいない
- さびしさが募り、途方にくれた… etc

経済的な不安＝残されたご家族の生活費の不足

精神的な不安＝頼れる人がいない不安

生活年金の給付が必要  
(経済的支援)

遺族に対する説明・相談体制が必要  
(精神的支援)

この制度は組合員のみなさんが万一亡くなられた場合、残された大切なご家族を、経済的、精神的にサポートしていく**JR西労組独自の共済制度**です。

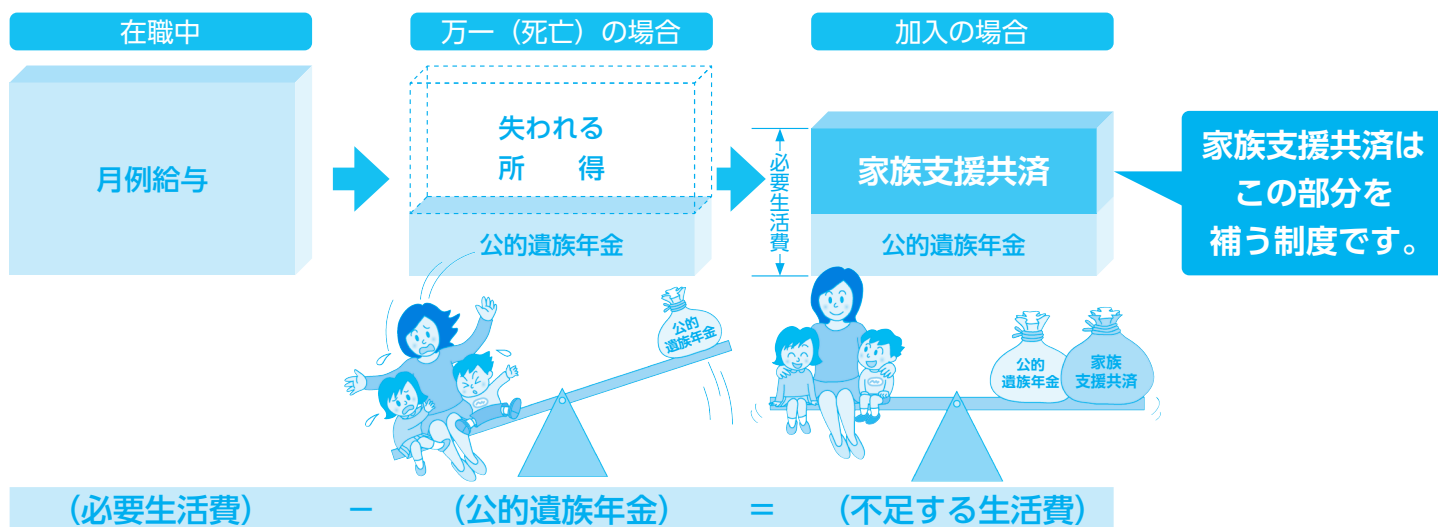
## 家族支援共済の精神的サポート

家族支援共済のご加入者で、万一死亡給付が発生した場合、ご遺族の方に対し保険金受取試算をもとに今後のライフシミュレーションの作成、請求書の書き方を含めた請求相談を実施しております。



## 家族支援共済の経済的サポート

残された家族が安心して生活するために毎月の生活費を確実にしかも長期間にわたり準備することが必要です。



## 〈大阪地本 30代 組合員のお母様〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)

1年間の闘病生活で、治療の為に医療保険の事は聞いていたが、この制度の事は聞いておらず、亡くなった後連絡があり、びっくり致しました。若くして亡くなった事に、息子が残された家族へのプレゼントと受けとれたと思ひ感謝しています。  
我が家は独身の息子でしたが、同じぐらいの若い方でお子様のいらっしゃる方もいらっしゃると思ひますか、と2つは強い制度にすると思ひます。

## 〈福岡地本 50代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)

突然の主人の死で失礼見えない状況になった時に、いろいろお話を聞いて頂き安心できました。  
寝たきりの義母、大学生の娘、これから先も不安はつきませんが、頑張らざるを得ないです。

組合員の皆様、有難うございます。

○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします  
昨晩まで元気だった主人が朝には、亡くなっていました。今更で人ごとだと思っていた事が現実になり、とても不安になりました。残された家族にとり「家族支援制度」は、とても心強いです。この素晴らしい支援、ありがとうございます。

## 〈広島地本 50代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)

この制度説明時、家族のように話と聞いて下さり、ありがとうございました。家族に何をする元気で過ごすこと、一番ですが、ガイダンス内容を読んで、コースが選べること、剰余金の返金など、制度が整っていること、今後の方も加入しやすいと思ひます。

○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします  
主人が元気で時が、自分は何が起きた時は、困らなうにしたい。という事を聞いておりました。そして改めてこのことについて、今更で人ごとだと思っていた事が現実になり、とても不安になりました。残された家族にとり「家族支援制度」は、とても心強いです。この素晴らしい支援、ありがとうございます。

## 〈大阪地本 30代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)

夫が亡くなり、今後の生活も不安でした。色々サポートがあることで、心も身体もストレスなく過ごすことができています。  
特に入院中、亡くなった後の葬式や喪、お墓、仏壇等、支出が多くて、貯金を減らしたり、お金を借りたりしなくて済んで、本当に大変でした。

○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします  
英済は、万が一の時の助け合い、とつくづく感じました。  
様々な手続きでお金が必要になった時、金銭面を助けてくれるので、夫からのプレゼントかなと思ひながら、はまりました。  
自分自身に何が起ころうと残された家族が生活していけるように助けています。

## 〈大阪地本 50代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)

この様な制度がある事、主人が加入している事も知りませんでした。  
今回は家族支援制度によって、自分と助けられ、とてもありがたく思っています。  
わざわざ自宅まで来ていただき説明して下さる事に感謝致します。

末娘が12月で20才になりました。まだまだ大学生です。まだまだお金が必要なお金が多いので、親子で力を合わせて頑張っています。

○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします  
組合員の皆様、ありがとうございます。  
色々な事にも気を使っている事に感謝しています。

### 〈広島地本 40代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)

この様な制度がある事、ましてや、主人が加入していた事さえも知りませんでした。  
 夫の事を考え、頭が真っ白になる思いで居ました。家族の事も考えて作られた制度…大変に助かり  
 ます。当面は落ちつくまで、身も離れまいと考えています。

○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします

組合員の方のおかげで、成り立っている制度と知り、びっくりしています。まさか、我家の大黒柱が  
 なくなるとは…思いもよらない事で…さて、これからどうしたら…と考え、夫の事も考えるのが  
 イヤになる様でした。最終、今までと同じ様な生活で望もうと思うと…不足部分があまり多いが  
 この様な制度で、併用して、残りの事を近いとりの生活が、出来ると、ホッとします。本当にありがたい  
 制度です。組合役員の方にも、細部まで配慮、いたっていて、ばかりお返しを申し上げたいと思ひます  
 皆様のおかげで、気持ちも大層にし、感謝の気持ちで、これから過ごしたいと思ひます。

### 〈広島地本 60代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)

主人の突然死、前夜まで元気だった主人が急に亡くなりました。  
 深い絶望に、おそれ、とても辛い不安な日々でした。  
 十数年前、家族支援共済の冊子を見て「持ちつ持たれつの良い制度  
 だね。」お守りがわりに入ろうと二人で決めました。まさかこんな  
 かならず助けていただく日が来ようとは思えませんでした。が…  
 本当に加入していて良かったとつくづく思います。わざわざ遠方から  
 お越しいただいて丁寧に説明していただき、ありがとうございます。

○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします

組合員の皆さまに、経済面、精神面、両面を支援していただき  
 感謝の気持ちで一杯です。おかげで少し前を向いて  
 歩めそうな気がいたします。本当にありがとうございます。  
 この制度は遺族に寄り添うとても素晴らしいものです。

### 〈広島地本 40代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)

いつも通りに会社に行き、突然おきて逝ってしま、た主人になにもかもたまってた  
 私にとって、精神的にも、経済的にも、不安だらけで、何をしたら良いのか。  
 なとなとなで、いねいね、命がけでよくまとめてくださっているガイダンス内容には  
 本当に助かりました。大阪から山口県まで、担当が来て下さり、本当に  
 うれしかったです。現在は、主人の命も、いっとう人間的に仕事をして健康に注意  
 して生活しております。

○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします

家族支援共済について、まったく知らない私に、お守りさまの暖かい、善意の制度を  
 受けることで、本当にうれしく思っています。この支援を大切に、これから生活に使わせて  
 いただきたいと思います。二人の子供にも、話をして理解を助、お守りさまのあたた  
 かい気持ちを大切にしなければならぬ、と話しております。  
 本当に、感謝の気持ちで、いっぱいです。

### 〈金沢地本 50代 組合員の配偶者〉

○ご意見等をご記入ください(制度内容、ガイダンス内容、現在の生活状況等)

制度内容、ガイダンス内容、とてもよいと思います。

今後の生活していくうえでとても助かります。

お守りになります。同じ気持ちでいる方々とお話しとか経験された方  
 ほどお伺いできる場があれば、今の気持ちから前に進む参考になります  
 と思います。

○組合員(または組合役員)の方々へのメッセージがございましたらお願いします

夫を喪うことなど想像もしていませんでした。喪、7月の終わりを区切り  
 がありました。今はトンネルの中にいる状態ですが、照明をのびやかに前に  
 進んでいこうと思います。進んでいくうえで今後の生活は丈夫で可なり。  
 家族支援共済からの収入はとても助かります。

こういった制度があることにとっても感謝しています。



## 保障内容等(契約概要部分)・保険料

| コース名          | ボーナス<br>給付    | 給付内容（合計）            |                   |                       |               |                |                                    |
|---------------|---------------|---------------------|-------------------|-----------------------|---------------|----------------|------------------------------------|
|               |               | 年齢<br>(保険年齢)<br>(歳) | 生年月日              | 月額年金<br>給付額<br>(約 万円) | 年金受取期間<br>(年) | 受取総額<br>(約 万円) | 一時金の場合<br>(死亡・高度障害<br>保険金)<br>(万円) |
| 月額<br>15万円コース | なし<br>(C + C) | 18～35               | 1988.2.2～2006.2.1 | 15                    | 30            | 5,473          | 4,835                              |
|               |               | 36～40               | 1983.2.2～1988.2.1 |                       | 25            | 4,560          | 4,120                              |
|               |               | 41～45               | 1978.2.2～1983.2.1 |                       | 20            | 3,648          | 3,378                              |
|               |               | 46～50               | 1973.2.2～1978.2.1 |                       | 15            | 2,736          | 2,594                              |
|               |               | 51～55               | 1968.2.2～1973.2.1 |                       | 10            | 1,842          | 1,786                              |
|               |               | 56～60               | 1963.2.2～1968.2.1 |                       | 8             | 1,456          | 1,425                              |
|               |               | 61～65               | 1958.2.2～1963.2.1 |                       | 5             | 913            | 906                                |
|               |               | 66～70               | 1953.2.2～1958.2.1 |                       | 5             | 913            | 906                                |
| 月額<br>10万円コース | なし<br>(D + D) | 18～35               | 1988.2.2～2006.2.1 | 10                    | 30            | 3,672          | 3,244                              |
|               |               | 36～40               | 1983.2.2～1988.2.1 |                       | 25            | 3,060          | 2,765                              |
|               |               | 41～45               | 1978.2.2～1983.2.1 |                       | 20            | 2,448          | 2,267                              |
|               |               | 46～50               | 1973.2.2～1978.2.1 |                       | 15            | 1,836          | 1,741                              |
|               |               | 51～55               | 1968.2.2～1973.2.1 |                       | 10            | 1,242          | 1,204                              |
|               |               | 56～60               | 1963.2.2～1968.2.1 |                       | 8             | 977            | 956                                |
|               |               | 61～65               | 1958.2.2～1963.2.1 |                       | 5             | 612            | 608                                |
|               |               | 66～70               | 1953.2.2～1958.2.1 |                       | 5             | 612            | 608                                |
| 月額<br>8万円コース  | なし<br>(E + E) | 18～35               | 1988.2.2～2006.2.1 | 8                     | 30            | 2,897          | 2,562                              |
|               |               | 36～40               | 1983.2.2～1988.2.1 |                       | 25            | 2,460          | 2,224                              |
|               |               | 41～45               | 1978.2.2～1983.2.1 |                       | 20            | 1,968          | 1,824                              |
|               |               | 46～50               | 1973.2.2～1978.2.1 |                       | 15            | 1,476          | 1,400                              |
|               |               | 51～55               | 1968.2.2～1973.2.1 |                       | 10            | 1,001          | 972                                |
|               |               | 56～60               | 1963.2.2～1968.2.1 |                       | 8             | 785            | 768                                |
|               |               | 61～65               | 1958.2.2～1963.2.1 |                       | 5             | 492            | 489                                |
|               |               | 66～70               | 1953.2.2～1958.2.1 |                       | 5             | 492            | 489                                |
| 月額<br>7万円コース  | なし<br>(F + F) | 18～35               | 1988.2.2～2006.2.1 | 7                     | 30            | 2,593          | 2,291                              |
|               |               | 36～40               | 1983.2.2～1988.2.1 |                       | 25            | 2,136          | 1,931                              |
|               |               | 41～45               | 1978.2.2～1983.2.1 |                       | 20            | 1,728          | 1,601                              |
|               |               | 46～50               | 1973.2.2～1978.2.1 |                       | 15            | 1,296          | 1,229                              |
|               |               | 51～55               | 1968.2.2～1973.2.1 |                       | 10            | 881            | 855                                |
|               |               | 56～60               | 1963.2.2～1968.2.1 |                       | 8             | 688            | 674                                |
|               |               | 61～65               | 1958.2.2～1963.2.1 |                       | 5             | 432            | 429                                |
|               |               | 66～70               | 1953.2.2～1958.2.1 |                       | 5             | 432            | 429                                |
| 月額<br>5万円コース  | なし<br>(G + G) | 18～35               | 1988.2.2～2006.2.1 | 5                     | 30            | 1,872          | 1,654                              |
|               |               | 36～40               | 1983.2.2～1988.2.1 |                       | 25            | 1,560          | 1,410                              |
|               |               | 41～45               | 1978.2.2～1983.2.1 |                       | 20            | 1,248          | 1,156                              |
|               |               | 46～50               | 1973.2.2～1978.2.1 |                       | 15            | 936            | 888                                |
|               |               | 51～55               | 1968.2.2～1973.2.1 |                       | 10            | 641            | 622                                |
|               |               | 56～60               | 1963.2.2～1968.2.1 |                       | 8             | 496            | 486                                |
|               |               | 61～65               | 1958.2.2～1963.2.1 |                       | 5             | 313            | 311                                |
|               |               | 66～70               | 1953.2.2～1958.2.1 |                       | 5             | 313            | 311                                |

### 〈しくみ・保険料について〉

- ・本制度は、新・団体定期保険（給付①）と新・団体定期保険（給付②）をセットしたものです。
- ・いずれか1種類を選んでください。
- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・こどもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・こどもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- ・記載の保険料は2022年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。
- ・給付①、給付②の給付内容・保険料の内訳はP23～31をご参照ください。
- ・記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。

死亡・高度障害のとき（加入対象区分：本人）

| 保険料        |            | 一時金の場合（死亡・高度障害保険金）（内訳） |                                |      |                                |
|------------|------------|------------------------|--------------------------------|------|--------------------------------|
| 月払保険料      |            | 給付①                    |                                | 給付②  |                                |
|            |            | コース名                   | 一時金の場合<br>（死亡・高度障害保険金）<br>（万円） | コース名 | 一時金の場合<br>（死亡・高度障害保険金）<br>（万円） |
| 男 性<br>（円） | 女 性<br>（円） |                        |                                |      |                                |
| 3,363      | 2,251      | C                      | 903                            | C    | 3,932                          |
| 3,612      | 3,117      |                        |                                |      | 3,217                          |
| 3,980      | 3,068      |                        |                                |      | 2,475                          |
| 4,437      | 3,399      |                        |                                |      | 1,691                          |
| 4,635      | 3,260      |                        | 548                            | 883  |                                |
| 5,588      | 3,437      |                        |                                | 877  |                                |
| 5,546      | 2,956      |                        |                                | 539  |                                |
| 8,210      | 3,979      |                        |                                | 539  |                                |
| 2,256      | 1,510      | D                      | 606                            | D    | 2,638                          |
| 2,423      | 2,092      |                        |                                |      | 2,159                          |
| 2,670      | 2,059      |                        |                                |      | 1,661                          |
| 2,978      | 2,282      |                        |                                |      | 1,135                          |
| 3,125      | 2,197      |                        | 368                            |      | 598                            |
| 3,749      | 2,305      |                        |                                |      | 588                            |
| 3,722      | 1,984      |                        |                                |      | 362                            |
| 5,510      | 2,671      |                        |                                |      | 362                            |
| 1,782      | 1,193      | E                      | 488                            | E    | 2,074                          |
| 1,949      | 1,683      |                        |                                |      | 1,736                          |
| 2,149      | 1,656      |                        |                                |      | 1,336                          |
| 2,394      | 1,835      |                        |                                |      | 912                            |
| 2,523      | 1,774      |                        | 296                            |      | 484                            |
| 3,012      | 1,852      |                        |                                |      | 472                            |
| 2,994      | 1,595      |                        |                                |      | 291                            |
| 4,432      | 2,148      |                        |                                |      | 291                            |
| 1,593      | 1,067      | F                      | 428                            | F    | 1,863                          |
| 1,693      | 1,461      |                        |                                |      | 1,503                          |
| 1,886      | 1,454      |                        |                                |      | 1,173                          |
| 2,102      | 1,610      |                        |                                |      | 801                            |
| 2,219      | 1,561      |                        | 260                            |      | 427                            |
| 2,643      | 1,626      |                        |                                |      | 414                            |
| 2,626      | 1,400      |                        |                                |      | 255                            |
| 3,888      | 1,884      |                        |                                |      | 255                            |
| 1,150      | 770        | G                      | 309                            | G    | 1,345                          |
| 1,236      | 1,067      |                        |                                |      | 1,101                          |
| 1,362      | 1,049      |                        |                                |      | 847                            |
| 1,519      | 1,164      |                        |                                |      | 579                            |
| 1,614      | 1,136      |                        | 188                            |      | 313                            |
| 1,906      | 1,172      |                        |                                |      | 298                            |
| 1,904      | 1,014      |                        |                                |      | 185                            |
| 2,818      | 1,366      |                        |                                |      | 185                            |

〈年金額について〉

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

〈年金の取り扱いについて〉

- 年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金（保険金額）のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

〈ボーナス部分のお取扱について〉

- 半年払保険部分（ボーナス給付）への中途加入はお取り扱いできません。

ご注意ください

配偶者・こどもの保険金額は、本人（給付②）の保険金額と同額以下でしか加入できません。

※この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人（給付②）の保険金額（年金原資）が配偶者・こどもの保険金額（年金原資）未満となった場合は自動的に配偶者・こどもを本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。

配偶者プラン

死亡・高度障害のとき（加入対象区分：配偶者）

年金月額 約7万円コース

| 年齢<br>(保険年齢)<br>(歳) | 生年月日              | 受取年数<br>(年) | 年金月額          |                | 年金受取総額<br>(約 万円) | 一時金の場合<br>(死亡・高度障害<br>保険金)<br>(万円) | 月払保険料      |            |
|---------------------|-------------------|-------------|---------------|----------------|------------------|------------------------------------|------------|------------|
|                     |                   |             | 初年度<br>(約 万円) | 最終年度<br>(約 万円) |                  |                                    | 男 性<br>(円) | 女 性<br>(円) |
| 18～35               | 1988.2.2～2006.2.1 | 5           | 6.9           | 7.5            | 433              | 429                                | 296        | 197        |
| 36～40               | 1983.2.2～1988.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 373        | 322        |
| 41～45               | 1978.2.2～1983.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 502        | 386        |
| 46～50               | 1973.2.2～1978.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 729        | 558        |
| 51～55               | 1968.2.2～1973.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 1,107      | 776        |
| 56～60               | 1963.2.2～1968.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 1,677      | 1,030      |
| 61～65               | 1958.2.2～1963.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 2,621      | 1,394      |
| 66～70               | 1953.2.2～1958.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 3,882      | 1,879      |

年金月額 約5万円コース

| 年齢<br>(保険年齢)<br>(歳) | 生年月日              | 受取年数<br>(年) | 年金月額          |                | 年金受取総額<br>(約 万円) | 一時金の場合<br>(死亡・高度障害<br>保険金)<br>(万円) | 月払保険料      |            |
|---------------------|-------------------|-------------|---------------|----------------|------------------|------------------------------------|------------|------------|
|                     |                   |             | 初年度<br>(約 万円) | 最終年度<br>(約 万円) |                  |                                    | 男 性<br>(円) | 女 性<br>(円) |
| 18～35               | 1988.2.2～2006.2.1 | 5           | 5.0           | 5.4            | 312              | 309                                | 213        | 142        |
| 36～40               | 1983.2.2～1988.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 269        | 232        |
| 41～45               | 1978.2.2～1983.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 362        | 278        |
| 46～50               | 1973.2.2～1978.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 525        | 402        |
| 51～55               | 1968.2.2～1973.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 797        | 559        |
| 56～60               | 1963.2.2～1968.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 1,208      | 742        |
| 61～65               | 1958.2.2～1963.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 1,888      | 1,004      |
| 66～70               | 1953.2.2～1958.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 2,796      | 1,353      |

年金月額 約3万円コース

| 年齢<br>(保険年齢)<br>(歳) | 生年月日              | 受取年数<br>(年) | 年金月額          |                | 年金受取総額<br>(約 万円) | 一時金の場合<br>(死亡・高度障害<br>保険金)<br>(万円) | 月払保険料      |            |
|---------------------|-------------------|-------------|---------------|----------------|------------------|------------------------------------|------------|------------|
|                     |                   |             | 初年度<br>(約 万円) | 最終年度<br>(約 万円) |                  |                                    | 男 性<br>(円) | 女 性<br>(円) |
| 18～35               | 1988.2.2～2006.2.1 | 5           | 2.9           | 3.2            | 186              | 185                                | 128        | 85         |
| 36～40               | 1983.2.2～1988.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 161        | 139        |
| 41～45               | 1978.2.2～1983.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 216        | 167        |
| 46～50               | 1973.2.2～1978.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 315        | 241        |
| 51～55               | 1968.2.2～1973.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 477        | 335        |
| 56～60               | 1963.2.2～1968.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 723        | 444        |
| 61～65               | 1958.2.2～1963.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 1,130      | 601        |
| 66～70               | 1953.2.2～1958.2.1 |             |               |                |                  |                                    | 1,674      | 810        |

## こどもプラン

死亡・高度障害のとき（加入対象区分：こども）

| コース    | 年齢<br>(保険年齢) | 生年月日                | 一時金の場合<br>(死亡・高度障害保険金) | 月払保険料    |
|--------|--------------|---------------------|------------------------|----------|
| 300 万円 | 3 ～ 22 歳     | 2001.2.2 ～ 2021.2.1 | 300 万円                 | 一律 210 円 |
| 100 万円 |              |                     | 100 万円                 | 一律 70 円  |

※配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。

※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。

※こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。

※配偶者およびこども特約の保険料は月払のみです。

※配偶者プランは、受取期間中の年金額が増加(2%単利逓増)するタイプの設計となっています。

※記載の保険料は2022年8月1日更新時に適用の優良割引率で計算しています。なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率の変更もしくは廃止となることがあります。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。



# 家族支援共済 給付①



保険期間 2024年2月1日(木)～2024年7月31日(水)

加入対象者 **本人**

※家族支援共済給付①と給付②はセットになります。  
内容はP23～P31をご確認ください。

## 保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

(ただし、今回は6カ月で収支計算します。)

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。  
また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

| 本人        |                               |                                  |                   |                |                  |          |       |
|-----------|-------------------------------|----------------------------------|-------------------|----------------|------------------|----------|-------|
| 申込<br>コース | 年齢【保険年齢】<br>(生年月日)            | 死亡・高度障害のとき                       |                   |                |                  | 月払保険料(円) |       |
|           |                               | 年金原資<br>【死亡・高度障害<br>保険金】<br>(万円) | 年金受取<br>期間<br>(年) | 年金月額<br>(約 万円) | 年金受取総額<br>(約 万円) | 男性       | 女性    |
| C         | 18～35歳<br>(1988.2.2～2006.2.1) | 903                              | 5                 | 15.2           | 912              | 650      | 442   |
|           | 36～40歳<br>(1983.2.2～1988.2.1) | 903                              | 5                 | 15.2           | 912              | 813      | 704   |
|           | 41～45歳<br>(1978.2.2～1983.2.1) | 903                              | 5                 | 15.2           | 912              | 1,084    | 840   |
|           | 46～50歳<br>(1973.2.2～1978.2.1) | 903                              | 5                 | 15.2           | 912              | 1,562    | 1,201 |
|           | 51～55歳<br>(1968.2.2～1973.2.1) | 903                              | 5                 | 15.2           | 912              | 2,357    | 1,662 |
|           | 56～60歳<br>(1963.2.2～1968.2.1) | 548                              | 3                 | 15.2           | 548              | 2,159    | 1,332 |
|           | 61～65歳<br>(1958.2.2～1963.2.1) | 367                              | 2                 | 15.2           | 365              | 2,253    | 1,204 |
|           | 66～70歳<br>(1953.2.2～1958.2.1) | 367                              | 2                 | 15.2           | 365              | 3,332    | 1,618 |
| D         | 18～35歳<br>(1988.2.2～2006.2.1) | 606                              | 5                 | 10.2           | 612              | 436      | 297   |
|           | 36～40歳<br>(1983.2.2～1988.2.1) | 606                              | 5                 | 10.2           | 612              | 545      | 473   |
|           | 41～45歳<br>(1978.2.2～1983.2.1) | 606                              | 5                 | 10.2           | 612              | 727      | 564   |
|           | 46～50歳<br>(1973.2.2～1978.2.1) | 606                              | 5                 | 10.2           | 612              | 1,048    | 806   |
|           | 51～55歳<br>(1968.2.2～1973.2.1) | 606                              | 5                 | 10.2           | 612              | 1,582    | 1,115 |
|           | 56～60歳<br>(1963.2.2～1968.2.1) | 368                              | 3                 | 10.2           | 368              | 1,450    | 894   |
|           | 61～65歳<br>(1958.2.2～1963.2.1) | 246                              | 2                 | 10.2           | 244              | 1,510    | 807   |
|           | 66～70歳<br>(1953.2.2～1958.2.1) | 246                              | 2                 | 10.2           | 244              | 2,234    | 1,085 |

家族支援共済 給付①は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

本 人

| 申込<br>コース | 年齢【保険年齢】<br>(生年月日)            | 死亡・高度障害のとき                       |                   |                |                  | 月払保険料(円) |     |
|-----------|-------------------------------|----------------------------------|-------------------|----------------|------------------|----------|-----|
|           |                               | 年金原資<br>【死亡・高度障害<br>保険金】<br>(万円) | 年金受取<br>期間<br>(年) | 年金月額<br>(約 万円) | 年金受取総額<br>(約 万円) | 男性       | 女性  |
| E         | 18～35歳<br>(1988.2.2～2006.2.1) | 488                              | 5                 | 8.2            | 492              | 351      | 239 |
|           | 36～40歳<br>(1983.2.2～1988.2.1) | 488                              | 5                 | 8.2            | 492              | 439      | 381 |
|           | 41～45歳<br>(1978.2.2～1983.2.1) | 488                              | 5                 | 8.2            | 492              | 586      | 454 |
|           | 46～50歳<br>(1973.2.2～1978.2.1) | 488                              | 5                 | 8.2            | 492              | 844      | 649 |
|           | 51～55歳<br>(1968.2.2～1973.2.1) | 488                              | 5                 | 8.2            | 492              | 1,274    | 898 |
|           | 56～60歳<br>(1963.2.2～1968.2.1) | 296                              | 3                 | 8.2            | 296              | 1,166    | 719 |
|           | 61～65歳<br>(1958.2.2～1963.2.1) | 198                              | 2                 | 8.2            | 197              | 1,216    | 649 |
|           | 66～70歳<br>(1953.2.2～1958.2.1) | 198                              | 2                 | 8.2            | 197              | 1,798    | 873 |
| F         | 18～35歳<br>(1988.2.2～2006.2.1) | 428                              | 5                 | 7.2            | 432              | 308      | 210 |
|           | 36～40歳<br>(1983.2.2～1988.2.1) | 428                              | 5                 | 7.2            | 432              | 385      | 334 |
|           | 41～45歳<br>(1978.2.2～1983.2.1) | 428                              | 5                 | 7.2            | 432              | 514      | 398 |
|           | 46～50歳<br>(1973.2.2～1978.2.1) | 428                              | 5                 | 7.2            | 432              | 740      | 569 |
|           | 51～55歳<br>(1968.2.2～1973.2.1) | 428                              | 5                 | 7.2            | 432              | 1,117    | 788 |
|           | 56～60歳<br>(1963.2.2～1968.2.1) | 260                              | 3                 | 7.2            | 260              | 1,024    | 632 |
|           | 61～65歳<br>(1958.2.2～1963.2.1) | 174                              | 2                 | 7.2            | 173              | 1,068    | 571 |
|           | 66～70歳<br>(1953.2.2～1958.2.1) | 174                              | 2                 | 7.2            | 173              | 1,580    | 767 |

家族支援共済 給付①

## 本人

| 申込<br>コース | 年齢【保険年齢】<br>(生年月日)            | 死亡・高度障害のとき                       |                   |                |                  | 月払保険料(円) |     |
|-----------|-------------------------------|----------------------------------|-------------------|----------------|------------------|----------|-----|
|           |                               | 年金原資<br>【死亡・高度障害<br>保険金】<br>(万円) | 年金受取<br>期間<br>(年) | 年金月額<br>(約 万円) | 年金受取総額<br>(約 万円) | 男性       | 女性  |
| G         | 18～35歳<br>(1988.2.2～2006.2.1) | 309                              | 5                 | 5.2            | 312              | 222      | 151 |
|           | 36～40歳<br>(1983.2.2～1988.2.1) | 309                              | 5                 | 5.2            | 312              | 278      | 241 |
|           | 41～45歳<br>(1978.2.2～1983.2.1) | 309                              | 5                 | 5.2            | 312              | 371      | 287 |
|           | 46～50歳<br>(1973.2.2～1978.2.1) | 309                              | 5                 | 5.2            | 312              | 535      | 411 |
|           | 51～55歳<br>(1968.2.2～1973.2.1) | 309                              | 5                 | 5.2            | 312              | 806      | 569 |
|           | 56～60歳<br>(1963.2.2～1968.2.1) | 188                              | 3                 | 5.2            | 188              | 741      | 457 |
|           | 61～65歳<br>(1958.2.2～1963.2.1) | 126                              | 2                 | 5.2            | 125              | 774      | 413 |
|           | 66～70歳<br>(1953.2.2～1958.2.1) | 126                              | 2                 | 5.2            | 125              | 1,144    | 556 |

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。  
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。  
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

### 年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

## 保険金のお支払いに関するご注意



ご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.40**



ご注意

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.40**



# 家族支援共済 給付②



保険期間 2024年2月1日(木)～2024年7月31日(水)

加入対象者 **本人** **配偶者** **こども**

※家族支援共済給付①と給付②はセットになります。  
内容はP23～P31をご確認ください。

## 保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

(ただし、今回は6カ月で収支計算します。)

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。  
また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

| 本 人       |                               |                                  |                   |                |                  |          |       |
|-----------|-------------------------------|----------------------------------|-------------------|----------------|------------------|----------|-------|
| 申込<br>コース | 年齢【保険年齢】<br>(生年月日)            | 死亡・高度障害のとき                       |                   |                |                  | 月払保険料(円) |       |
|           |                               | 年金原資<br>【死亡・高度障害<br>保険金】<br>(万円) | 年金受取<br>期間<br>(年) | 年金月額<br>(約 万円) | 年金受取総額<br>(約 万円) | 男性       | 女性    |
| C         | 18～35歳<br>(1988.2.2～2006.2.1) | 3,932                            | 25                | 15.2           | 4,561            | 2,713    | 1,809 |
|           | 36～40歳<br>(1983.2.2～1988.2.1) | 3,217                            | 20                | 15.2           | 3,648            | 2,799    | 2,413 |
|           | 41～45歳<br>(1978.2.2～1983.2.1) | 2,475                            | 15                | 15.2           | 2,736            | 2,896    | 2,228 |
|           | 46～50歳<br>(1973.2.2～1978.2.1) | 1,691                            | 10                | 15.2           | 1,824            | 2,875    | 2,198 |
|           | 51～55歳<br>(1968.2.2～1973.2.1) | 883                              | 5                 | 15.5           | 930              | 2,278    | 1,598 |
|           | 56～60歳<br>(1963.2.2～1968.2.1) | 877                              | 5                 | 15.1           | 908              | 3,429    | 2,105 |
|           | 61～65歳<br>(1958.2.2～1963.2.1) | 539                              | 3                 | 15.2           | 548              | 3,293    | 1,752 |
|           | 66～70歳<br>(1953.2.2～1958.2.1) | 539                              | 3                 | 15.2           | 548              | 4,878    | 2,361 |
| D         | 18～35歳<br>(1988.2.2～2006.2.1) | 2,638                            | 25                | 10.2           | 3,060            | 1,820    | 1,213 |
|           | 36～40歳<br>(1983.2.2～1988.2.1) | 2,159                            | 20                | 10.2           | 2,448            | 1,878    | 1,619 |
|           | 41～45歳<br>(1978.2.2～1983.2.1) | 1,661                            | 15                | 10.2           | 1,836            | 1,943    | 1,495 |
|           | 46～50歳<br>(1973.2.2～1978.2.1) | 1,135                            | 10                | 10.2           | 1,224            | 1,930    | 1,476 |
|           | 51～55歳<br>(1968.2.2～1973.2.1) | 598                              | 5                 | 10.5           | 630              | 1,543    | 1,082 |
|           | 56～60歳<br>(1963.2.2～1968.2.1) | 588                              | 5                 | 10.1           | 609              | 2,299    | 1,411 |
|           | 61～65歳<br>(1958.2.2～1963.2.1) | 362                              | 3                 | 10.2           | 368              | 2,212    | 1,177 |
|           | 66～70歳<br>(1953.2.2～1958.2.1) | 362                              | 3                 | 10.2           | 368              | 3,276    | 1,586 |

家族支援共済 給付②は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

| 本 人       |                               |                                  |                   |                |                  |          |       |
|-----------|-------------------------------|----------------------------------|-------------------|----------------|------------------|----------|-------|
| 申込<br>コース | 年齢【保険年齢】<br>(生年月日)            | 死亡・高度障害のとき                       |                   |                |                  | 月払保険料(円) |       |
|           |                               | 年金原資<br>【死亡・高度障害<br>保険金】<br>(万円) | 年金受取<br>期間<br>(年) | 年金月額<br>(約 万円) | 年金受取総額<br>(約 万円) | 男性       | 女性    |
| E         | 18～35歳<br>(1988.2.2～2006.2.1) | 2,074                            | 25                | 8.0            | 2,405            | 1,431    | 954   |
|           | 36～40歳<br>(1983.2.2～1988.2.1) | 1,736                            | 20                | 8.2            | 1,968            | 1,510    | 1,302 |
|           | 41～45歳<br>(1978.2.2～1983.2.1) | 1,336                            | 15                | 8.2            | 1,476            | 1,563    | 1,202 |
|           | 46～50歳<br>(1973.2.2～1978.2.1) | 912                              | 10                | 8.2            | 984              | 1,550    | 1,186 |
|           | 51～55歳<br>(1968.2.2～1973.2.1) | 484                              | 5                 | 8.4            | 509              | 1,249    | 876   |
|           | 56～60歳<br>(1963.2.2～1968.2.1) | 472                              | 5                 | 8.1            | 489              | 1,846    | 1,133 |
|           | 61～65歳<br>(1958.2.2～1963.2.1) | 291                              | 3                 | 8.2            | 295              | 1,778    | 946   |
|           | 66～70歳<br>(1953.2.2～1958.2.1) | 291                              | 3                 | 8.2            | 295              | 2,634    | 1,275 |
| F         | 18～35歳<br>(1988.2.2～2006.2.1) | 1,863                            | 25                | 7.2            | 2,161            | 1,285    | 857   |
|           | 36～40歳<br>(1983.2.2～1988.2.1) | 1,503                            | 20                | 7.1            | 1,704            | 1,308    | 1,127 |
|           | 41～45歳<br>(1978.2.2～1983.2.1) | 1,173                            | 15                | 7.2            | 1,296            | 1,372    | 1,056 |
|           | 46～50歳<br>(1973.2.2～1978.2.1) | 801                              | 10                | 7.2            | 864              | 1,362    | 1,041 |
|           | 51～55歳<br>(1968.2.2～1973.2.1) | 427                              | 5                 | 7.4            | 449              | 1,102    | 773   |
|           | 56～60歳<br>(1963.2.2～1968.2.1) | 414                              | 5                 | 7.1            | 428              | 1,619    | 994   |
|           | 61～65歳<br>(1958.2.2～1963.2.1) | 255                              | 3                 | 7.2            | 259              | 1,558    | 829   |
|           | 66～70歳<br>(1953.2.2～1958.2.1) | 255                              | 3                 | 7.2            | 259              | 2,308    | 1,117 |



## 本人

| 申込<br>コース | 年齢【保険年齢】<br>(生年月日)            | 死亡・高度障害のとき                       |                   |                |                  | 月払保険料(円) |     |
|-----------|-------------------------------|----------------------------------|-------------------|----------------|------------------|----------|-----|
|           |                               | 年金原資<br>【死亡・高度障害<br>保険金】<br>(万円) | 年金受取<br>期間<br>(年) | 年金月額<br>(約 万円) | 年金受取総額<br>(約 万円) | 男性       | 女性  |
| G         | 18～35歳<br>(1988.2.2～2006.2.1) | 1,345                            | 25                | 5.2            | 1,560            | 928      | 619 |
|           | 36～40歳<br>(1983.2.2～1988.2.1) | 1,101                            | 20                | 5.2            | 1,248            | 958      | 826 |
|           | 41～45歳<br>(1978.2.2～1983.2.1) | 847                              | 15                | 5.2            | 936              | 991      | 762 |
|           | 46～50歳<br>(1973.2.2～1978.2.1) | 579                              | 10                | 5.2            | 624              | 984      | 753 |
|           | 51～55歳<br>(1968.2.2～1973.2.1) | 313                              | 5                 | 5.4            | 329              | 808      | 567 |
|           | 56～60歳<br>(1963.2.2～1968.2.1) | 298                              | 5                 | 5.1            | 308              | 1,165    | 715 |
|           | 61～65歳<br>(1958.2.2～1963.2.1) | 185                              | 3                 | 5.2            | 188              | 1,130    | 601 |
|           | 66～70歳<br>(1953.2.2～1958.2.1) | 185                              | 3                 | 5.2            | 188              | 1,674    | 810 |

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。  
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。  
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・こどもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・こどもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

### 年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

配偶者

| 申込<br>金額(万円) | 年齢【保険年齢】<br>(生年月日)            | 死亡・高度障害のとき                       |                       |               |              |                |                      | 月払保険料(円) |       |
|--------------|-------------------------------|----------------------------------|-----------------------|---------------|--------------|----------------|----------------------|----------|-------|
|              |                               | 年金原資<br>【死亡・高度障害<br>保険金】<br>(万円) | 年金<br>受取<br>期間<br>(年) | 年金月額          |              |                | 年金受取<br>総額<br>(約 万円) | 男性       | 女性    |
|              |                               |                                  |                       | 初年度<br>(約 万円) | 平均<br>(約 万円) | 最終年度<br>(約 万円) |                      |          |       |
| 429          | 18～35歳<br>(1988.2.2～2006.2.1) | 429                              | 5                     | 6.9           | 7.2          | 7.5            | 433                  | 296      | 197   |
|              | 36～40歳<br>(1983.2.2～1988.2.1) | 429                              | 5                     | 6.9           | 7.2          | 7.5            | 433                  | 373      | 322   |
|              | 41～45歳<br>(1978.2.2～1983.2.1) | 429                              | 5                     | 6.9           | 7.2          | 7.5            | 433                  | 502      | 386   |
|              | 46～50歳<br>(1973.2.2～1978.2.1) | 429                              | 5                     | 6.9           | 7.2          | 7.5            | 433                  | 729      | 558   |
|              | 51～55歳<br>(1968.2.2～1973.2.1) | 429                              | 5                     | 6.9           | 7.2          | 7.5            | 433                  | 1,107    | 776   |
|              | 56～60歳<br>(1963.2.2～1968.2.1) | 429                              | 5                     | 6.9           | 7.2          | 7.5            | 433                  | 1,677    | 1,030 |
|              | 61～65歳<br>(1958.2.2～1963.2.1) | 429                              | 5                     | 6.9           | 7.2          | 7.5            | 433                  | 2,621    | 1,394 |
|              | 66～70歳<br>(1953.2.2～1958.2.1) | 429                              | 5                     | 6.9           | 7.2          | 7.5            | 433                  | 3,882    | 1,879 |
| 309          | 18～35歳<br>(1988.2.2～2006.2.1) | 309                              | 5                     | 5.0           | 5.2          | 5.4            | 312                  | 213      | 142   |
|              | 36～40歳<br>(1983.2.2～1988.2.1) | 309                              | 5                     | 5.0           | 5.2          | 5.4            | 312                  | 269      | 232   |
|              | 41～45歳<br>(1978.2.2～1983.2.1) | 309                              | 5                     | 5.0           | 5.2          | 5.4            | 312                  | 362      | 278   |
|              | 46～50歳<br>(1973.2.2～1978.2.1) | 309                              | 5                     | 5.0           | 5.2          | 5.4            | 312                  | 525      | 402   |
|              | 51～55歳<br>(1968.2.2～1973.2.1) | 309                              | 5                     | 5.0           | 5.2          | 5.4            | 312                  | 797      | 559   |
|              | 56～60歳<br>(1963.2.2～1968.2.1) | 309                              | 5                     | 5.0           | 5.2          | 5.4            | 312                  | 1,208    | 742   |
|              | 61～65歳<br>(1958.2.2～1963.2.1) | 309                              | 5                     | 5.0           | 5.2          | 5.4            | 312                  | 1,888    | 1,004 |
|              | 66～70歳<br>(1953.2.2～1958.2.1) | 309                              | 5                     | 5.0           | 5.2          | 5.4            | 312                  | 2,796    | 1,353 |

## 配偶者

| 申込<br>金額(万円) | 年齢【保険年齢】<br>(生年月日)            | 死亡・高度障害のとき                       |                       |               |              |                |                      | 月払保険料(円) |     |
|--------------|-------------------------------|----------------------------------|-----------------------|---------------|--------------|----------------|----------------------|----------|-----|
|              |                               | 年金原資<br>【死亡・高度障害<br>保険金】<br>(万円) | 年金<br>受取<br>期間<br>(年) | 年金月額          |              |                | 年金受取<br>総額<br>(約 万円) | 男性       | 女性  |
|              |                               |                                  |                       | 初年度<br>(約 万円) | 平均<br>(約 万円) | 最終年度<br>(約 万円) |                      |          |     |
| 185          | 18～35歳<br>(1988.2.2～2006.2.1) | 185                              | 5                     | 2.9           | 3.1          | 3.2            | 186                  | 128      | 85  |
|              | 36～40歳<br>(1983.2.2～1988.2.1) | 185                              | 5                     | 2.9           | 3.1          | 3.2            | 186                  | 161      | 139 |
|              | 41～45歳<br>(1978.2.2～1983.2.1) | 185                              | 5                     | 2.9           | 3.1          | 3.2            | 186                  | 216      | 167 |
|              | 46～50歳<br>(1973.2.2～1978.2.1) | 185                              | 5                     | 2.9           | 3.1          | 3.2            | 186                  | 315      | 241 |
|              | 51～55歳<br>(1968.2.2～1973.2.1) | 185                              | 5                     | 2.9           | 3.1          | 3.2            | 186                  | 477      | 335 |
|              | 56～60歳<br>(1963.2.2～1968.2.1) | 185                              | 5                     | 2.9           | 3.1          | 3.2            | 186                  | 723      | 444 |
|              | 61～65歳<br>(1958.2.2～1963.2.1) | 185                              | 5                     | 2.9           | 3.1          | 3.2            | 186                  | 1,130    | 601 |
|              | 66～70歳<br>(1953.2.2～1958.2.1) | 185                              | 5                     | 2.9           | 3.1          | 3.2            | 186                  | 1,674    | 810 |

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。  
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。  
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

## こども

| 申込<br>金額(万円) | 死亡・高度障害のとき<br>【死亡・高度障害保険金】<br>(万円) | 月払保険料(円) |                                                 |
|--------------|------------------------------------|----------|-------------------------------------------------|
| 300          | 300                                | 210      | 年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律<br>3～22歳(2001.2.2～2021.2.1) |
| 100          | 100                                | 70       |                                                 |

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。  
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

## 保険金のお支払いに関するご注意



ご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、こどもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。  
※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもについても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.40



ご注意

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。

P.40



# 特約制度

保険期間 2024年2月1日(木)～2025年1月31日(金)

加入対象者 **本人** **配偶者**



## 保障内容等(契約概要部分)

「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。詳細は「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。  
※特約の付加により保障内容が異なります。
- 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。  
ただしキャッシュバックの対象となるのは(2024年8月1日)以降の契約の保険料です。

| 保障区分          | 保障内容                                                                                                                                                                                     | 本 人・配偶者 |       |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------|
|               |                                                                                                                                                                                          | 100万円   | 200万円 |
| 主契約           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき</li> <li>● 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき</li> <li>● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき</li> </ul>                            | 100万円   | 200万円 |
|               | [特定疾病保険金]（※1）                                                                                                                                                                            |         |       |
|               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡・所定の高度障害状態のとき</li> </ul>                                                                                                                      |         |       |
|               | [死亡・高度障害保険金]（※1）                                                                                                                                                                         |         |       |
| 7大疾病保障特約      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき</li> <li>● 急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき</li> <li>● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき</li> </ul> | 50万円    | 100万円 |
|               | [7大疾病保険金]（※2）                                                                                                                                                                            |         |       |
| がん・上皮内新生物保障特約 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき</li> </ul>                                                                                                        | 10万円    | 20万円  |
|               | [がん・上皮内新生物保険金]（※2）                                                                                                                                                                       |         |       |



（※1）特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

（※2）7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

- この制度は、西日本旅客鉄道労働組合を契約者とし、2024年2月1日を契約応当日とした集団扱の保険契約です。  
この制度にお申し込んだ方は、2024年8月1日より、同一契約者で、同種類、同額の、別の集団扱の保険契約に、スケールメリットの拡大を目的として移行することとなります。（その際、今回お申し込んだ契約は解約されたものとして取り扱います。ただし、解約返戻金はありません。）  
なお、割引率の変更等により、保険料が変動する場合があります。

## 意向確認【ご加入前のご確認】

特約制度は、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

### 保険金ごとの保障イメージ <お申込金額200万円の場合>

| 保険金種類          |                       | お支払事由                |               |        |       |         |        |
|----------------|-----------------------|----------------------|---------------|--------|-------|---------|--------|
|                |                       | 死亡・高度障害              | 特定疾病          |        |       | その他の4疾病 | 上皮内新生物 |
|                |                       |                      | 悪性新生物(がん) (※) | 急性心筋梗塞 | 脳卒中   |         |        |
|                |                       |                      |               |        |       |         |        |
| 主契約            | 特定疾病保険金<br>死亡・高度障害保険金 | お支払事由のいずれかに該当で 200万円 |               |        |       |         |        |
| 特約             | 7大疾病保険金               | お支払事由のいずれかに該当で 100万円 |               |        |       |         |        |
| 特約             | がん・上皮内新生物保険金          |                      |               |        |       |         |        |
| お支払事由ごとの保険金額合計 |                       | 200万円                | 320万円         | 300万円  | 100万円 | 20万円    |        |

（※）特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。  
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

#### ●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方  
上記以外の保険金：被保険者

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

### 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



ご注意

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

## 保険金のお支払いに関するご注意



被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

| 保険金種類とお支払対象の疾病          |                               | お支払事由                                                                                                                                                                                        | お支払対象と<br>ならない疾病例 <sup>※1</sup>                                                                             |
|-------------------------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 大疾病保険金 <sup>※13</sup> | ●悪性新生物<br>(がん)                | 加入日前を含めてはじめて <sup>※2</sup> 悪性新生物と診断確定 <sup>※3</sup> されたとき<br>ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上皮内新生物<sup>※4</sup></li> <li>・悪性黒色腫を除く皮膚がん</li> <li>・脂肪腫</li> </ul> |
|                         | ●急性心筋梗塞                       | 加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、急性心筋梗塞を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 <sup>※6</sup> が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>※7</sup> を受けたとき | <ul style="list-style-type: none"> <li>・狭心症</li> <li>・解離性大動脈瘤</li> <li>・心筋症</li> </ul>                      |
|                         | ●脳卒中<br>(くも膜下出血・<br>脳内出血・脳梗塞) | 加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、脳卒中を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>※7</sup> を受けたとき       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一過性脳虚血</li> <li>・外傷性くも膜下出血</li> <li>・未破裂脳動脈瘤</li> </ul>             |
|                         | ●重度の糖尿病                       | 加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、糖尿病を発病 <sup>※5</sup> し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法 <sup>※8</sup> を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき                                                              |                                                                                                             |
|                         | ●重度の高血圧性疾患<br>(高血圧性網膜症)       | 加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、高血圧性疾患を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により高血圧性網膜症 <sup>※9</sup> であると医師によって診断されたとき                                                                                   |                                                                                                             |
|                         | ●慢性腎不全                        | 加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 <sup>※10</sup> を開始したとき                                                                                         |                                                                                                             |
|                         | ●肝硬変                          | 加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき <sup>※11</sup>                                                                                                     |                                                                                                             |
| がん・上皮内新生物保険金            |                               | 加入日前を含めてはじめて <sup>※12</sup> 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 <sup>※3</sup> されたとき<br>ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき                                            |                                                                                                             |
| 死亡保険金                   |                               | 死亡されたとき                                                                                                                                                                                      |                                                                                                             |
| 高度障害保険金                 |                               | 加入日以後に発生した傷害または疾病 <sup>※5</sup> により所定の高度障害状態になられたとき                                                                                                                                          |                                                                                                             |



- ※ 1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）普通保険約款「付表 1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※ 2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物（がん）と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物（がん）に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※ 3 診断確定は、病理組織学的所見（生検）により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※ 4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合（UICC）のTNM分類が「Ta」（膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん）、「Tis」（上皮内がんまたは非浸潤がん）はお支払対象外です。
- ※ 5 疾病の「発病」（「発生」）および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含めます。
- ※ 6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※ 7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※ 8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、ります。
- ※ 9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見（詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約（特定疾病定期Ⅱ用）付表3をご覧ください。）を示す状態。
- ※ 10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※ 11 病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※ 12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※ 13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。  P.39

 約款規定については、参照ページをご確認ください。  P.41

ご注意

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。  P.40

## 保険料

### ◎月額保険料（単位：円） ＜保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額100万円・200万円＞

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。  
また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

| 男性                                |         |              |                           |       |              |                           |
|-----------------------------------|---------|--------------|---------------------------|-------|--------------|---------------------------|
| 年齢<br>【保険年齢】<br>(生年月日)            | 本 人・配偶者 |              |                           |       |              |                           |
|                                   | 100万円   |              |                           | 200万円 |              |                           |
|                                   | 主契約     | 7大疾病<br>保障特約 | がん・<br>上皮内<br>新生物<br>保障特約 | 主契約   | 7大疾病<br>保障特約 | がん・<br>上皮内<br>新生物<br>保障特約 |
|                                   | 100万円   | 50万円         | 10万円                      | 200万円 | 100万円        | 20万円                      |
| 18～20歳<br>(2003.8.2～<br>2006.8.1) | 178     | 65           | 13                        | 356   | 130          | 26                        |
| 21～25歳<br>(1998.8.2～<br>2003.8.1) | 229     | 70           | 13                        | 458   | 140          | 26                        |
| 26～30歳<br>(1993.8.2～<br>1998.8.1) | 234     | 80           | 14                        | 468   | 160          | 28                        |
| 31～35歳<br>(1988.8.2～<br>1993.8.1) | 283     | 105          | 16                        | 566   | 210          | 32                        |
| 36～40歳<br>(1983.8.2～<br>1988.8.1) | 374     | 135          | 20                        | 748   | 270          | 40                        |
| 41～45歳<br>(1978.8.2～<br>1983.8.1) | 508     | 195          | 30                        | 1,016 | 390          | 60                        |
| 46～50歳<br>(1973.8.2～<br>1978.8.1) | 831     | 340          | 47                        | 1,662 | 680          | 94                        |
| 51～55歳<br>(1968.8.2～<br>1973.8.1) | 1,362   | 540          | 72                        | 2,724 | 1,080        | 144                       |
| 56～60歳<br>(1963.8.2～<br>1968.8.1) | 2,118   | 920          | 124                       | 4,236 | 1,840        | 248                       |
| 61～64歳<br>(1959.8.2～<br>1963.8.1) | 3,287   | 1,465        | 227                       | 6,574 | 2,930        | 454                       |

| 女性                                |        |              |                           |       |              |                           |
|-----------------------------------|--------|--------------|---------------------------|-------|--------------|---------------------------|
| 年齢<br>【保険年齢】<br>(生年月日)            | 本人・配偶者 |              |                           |       |              |                           |
|                                   | 100万円  |              |                           | 200万円 |              |                           |
|                                   | 主契約    | 7大疾病<br>保障特約 | がん・<br>上皮内<br>新生物<br>保障特約 | 主契約   | 7大疾病<br>保障特約 | がん・<br>上皮内<br>新生物<br>保障特約 |
|                                   | 100万円  | 50万円         | 10万円                      | 200万円 | 100万円        | 20万円                      |
| 18～20歳<br>(2003.8.2～<br>2006.8.1) | 153    | 65           | 15                        | 306   | 130          | 30                        |
| 21～25歳<br>(1998.8.2～<br>2003.8.1) | 178    | 75           | 25                        | 356   | 150          | 50                        |
| 26～30歳<br>(1993.8.2～<br>1998.8.1) | 219    | 100          | 32                        | 438   | 200          | 64                        |
| 31～35歳<br>(1988.8.2～<br>1993.8.1) | 301    | 145          | 45                        | 602   | 290          | 90                        |
| 36～40歳<br>(1983.8.2～<br>1988.8.1) | 430    | 220          | 61                        | 860   | 440          | 122                       |
| 41～45歳<br>(1978.8.2～<br>1983.8.1) | 616    | 365          | 80                        | 1,232 | 730          | 160                       |
| 46～50歳<br>(1973.8.2～<br>1978.8.1) | 770    | 475          | 100                       | 1,540 | 950          | 200                       |
| 51～55歳<br>(1968.8.2～<br>1973.8.1) | 999    | 605          | 103                       | 1,998 | 1,210        | 206                       |
| 56～60歳<br>(1963.8.2～<br>1968.8.1) | 1,225  | 805          | 119                       | 2,450 | 1,610        | 238                       |
| 61～64歳<br>(1959.8.2～<br>1963.8.1) | 1,728  | 955          | 161                       | 3,456 | 1,910        | 322                       |

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。  
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

●キャッシュバックの対象となるのは(2024年8月1日)以降の契約の保険料です。

# ご注意ください



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

## 「約款」と細部の お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。

本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。

契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 高度障害状態について              | 39 |
| 保険金・給付金をお支払いできない場合について  | 39 |
| 保険金・給付金のお支払いに関するご注意について | 40 |
| 家族支援共済 給付②・家族支援共済 給付①   | 40 |
| 特約制度                    | 40 |
| その他の                    | 40 |

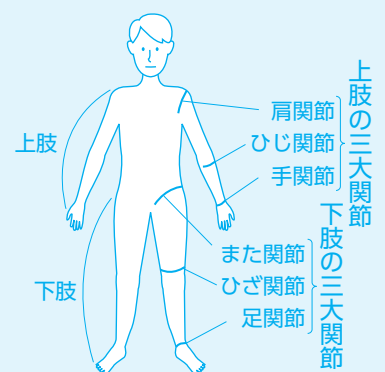
## 高度障害状態について 高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
  2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
  3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの\*
  4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

身体部位略図



### 1. 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

### 2. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
  - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

### 3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

## 保険金・給付金をお支払いできない場合について

### 家族支援共済 給付②・家族支援共済 給付①・特約制度

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
  - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由\*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
  - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
  - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
- \*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき

※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があったとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●その他上記と同等の事由があったとき  
「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

## 保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

### 家族支援共済 給付②・家族支援共済 給付①

#### 保険金・給付金のお支払いについて

| 項目      | お支払いする場合                                                 | お支払内容    |
|---------|----------------------------------------------------------|----------|
| 死亡保険金   | 保険期間中に死亡した場合                                             | 死亡保険金額   |
| 高度障害保険金 | 加入日以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合 | 高度障害保険金額 |

#### 保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。）

| 項目      | お支払いできない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死亡保険金   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき（増額はその増額部分について）（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。）</li> <li>●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）</li> </ul> |
| 高度障害保険金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の故意によるとき</li> <li>●契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）</li> </ul>                                                                                                               |

#### 約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がありま

### 特約制度

#### 保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。）

| 項目      | お支払いできない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死亡保険金   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。）</li> <li>●契約者の故意によるとき</li> <li>●死亡保険金受取人の故意によるとき（ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。）</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）</li> </ul> |
| 高度障害保険金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき</li> <li>●契約者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●被保険者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）</li> </ul>                                                                                                                                     |

- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

### その他

#### リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

##### 特約制度

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

- 代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情<sup>注</sup>がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。

<sup>注</sup>「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。



●指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

\* 保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

\* 保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

●死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

●お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

●保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

●ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

●指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

●指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

## 保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

## 社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

## 約款規定について

### 特約制度

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。

## ご照会・ご相談窓口について

### 【ご照会・ご相談窓口】

●制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

●この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス[\[https://www.seiho.or.jp/\]](https://www.seiho.or.jp/))

●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 保護機構について

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス[\[https://www.seihohogo.jp/\]](https://www.seihohogo.jp/)をご覧ください。

# 2024年2月1日加入取り扱いについて

2024年2月1日加入時のお取り扱いについては以下記載をご参照ください。

| 制 度 名 称                               | 家族支援共済                                                                                                                                                        | 特約制度                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保 険 期 間                               | 2024年2月1日（木）～2024年7月31日（水）                                                                                                                                    | 2024年2月1日（木）～2025年1月31日（金）                                                                                                                                                                                     |
| 掛 金                                   | 毎月の給与から控除します（初回は2月より）                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                |
| 責 任 開 始 期<br>(加 入 日)                  | 2024年2月1日（木）                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                |
| 申 込 書<br>提 出 締 切 日                    | 2023年11月10日（金）                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                |
| 中 途 P R の<br>お 取 り 扱 い<br>で き な い 事 項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●既に本制度にご加入している方（配偶者・子どもを含む）のコース（保険金額）変更</li> <li>●既に本制度にご加入している方の配偶者・子どもの追加加入</li> <li>●家族支援共済ボーナスありコースへの加入</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●既に本制度にご加入している方（配偶者を含む）のコース（保険金額）変更および7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約、健康サポート・キャッシュバック特約の付加</li> <li>●配偶者のみの加入</li> <li>●7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約、健康サポート・キャッシュバック特約のみの加入</li> </ul> |
| 配 当 金                                 | 「家族支援共済」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しする仕組みとなっています。ただし、今回は6カ月で収支計算を行います。                                                                                   | 配当金はありません。                                                                                                                                                                                                     |
| 申 込 方 法                               | 所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                |



## 個人情報に関するご注意

### 契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。  
（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。

### ー死亡保険金（給付金）受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金（給付金）受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金（給付金）受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

### 【特約制度】

「健康情報活用商品」において提出いただいた健康診断に関する情報の取扱いは、上記の「個人情報に関する取扱い」と異なります。

健康診断に関する情報の取扱いおよび加入者からの健診情報収集のサポート機能の取扱いは「健康情報活用商品について」のページの「健診情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

P.13

## お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

ご注意：今回のご案内は、新規ご加入のご案内です。それぞれの制度について、既にご加入いただいている方のコース（保険金額）変更およびご家族の追加加入のお取り扱いはできませんので、ご注意願います。

## お問い合わせ先

### ◎制度内容に関するお問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 大阪公法人部 法人営業第二部

**TEL:06-6208-5427**

〒541-0051 大阪市中央区備後町1-6-15 明治安田生命備後町ビル8F

受付期間 平日（土日・祝日、年末年始を除く）

受付時間 9:00～17:00まで

### ◎その他お問い合わせ

西日本旅客鉄道労働組合

〒530-0012 大阪市北区芝田2丁目1番18号 西阪急ビル9F